

条例制定・改正における市議会での提案理由説明及び質疑について

○市長等の退職手当に関する条例の制定について（平成7年6月30日）

議会名	平成7年 第2回定例会（平成7年6月26日）
提案理由	<p>・市長等の退職手当制度を整備するため</p> <p>小川倫正理事兼総務部長</p> <p>ただいま上程いたしました議案第7号 市長等の退職手当に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。</p> <p>まず、制定の趣旨について、御説明を申し上げます。</p> <p>従来は、特別職に支給する退職手当につきましては、退職時における特別職の給与月額に一般職の期間と特別職の期間を通算した在職期間に対して支給率を乗じて得た額を退職時に支払い、その後議会の議決をいただいて、特別退職手当を付加して支給しておりました。しかしながら府下各市の状況は、一般職の期間は一般職の退職手当を支給し、特別職の期間は、任期ごとに特別職の退職手当を支給する方法が大勢となってきました。したがってまして本市といたしましても、こうした情勢を踏まえまして、条例の制定をお願いするものでございます。</p> <p>議案書に基づきまして内容の御説明をいたしたいと存じます。</p> <p>恐縮でございますが、お手元の議案書260ページでございます。お聞き願いたいと思います。</p> <p>まず、第1条でございますが、条例の趣旨を規定いたしております。</p> <p>第2条でございますが、退職手当の支給を定めた規定でございます。</p> <p>第3条でございますが、退職手当の額を規定いたしております。市長等の退職手当は、各々の退職の日における給料の月額に、在職月数を乗じて得た額にそれぞれの割合を乗じて得た額とするものでございます。特別職のそれぞれの割合でございますが、市長にあつては100分の50、助役は100分の30、収入役、水道事業管理者は100分の20、常勤の監査委員は100分の15と規定するものでございます。この割合は、大阪府下で特別職の退職手当の支給率を条例で定め、かつ任期ごとに支給することを制定している17市の平均的な割合でございます。また、第2項で在職月数の取り扱いを、第3項では特別職の任期ごとに退職手当を支給することを規定いたしております。</p> <p>次に、附則の関係でございますが、第1条で、条例の施行日を公布の日からとさせていただきます。</p> <p>附則第2条につきましては、この条例の施行日以前の退職手当については、従前の例によると定める規定でございます。</p> <p>次に、附則第3条の各項につきましては、市長を除いた施行日現在に在職する特別職については、各々の任期满了までの退職手当の取り扱いについて現行の制度との均衡を図るための経過措置を規定いたしているものでございます。</p> <p>附則第4条は、他の地方公共団体の職員等を招聘し、本市の特別職に選任された場合の規定でございます。</p> <p>次に、附則第5条でございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行</p>

	<p>に伴いまして、所要の規定の整備及び文言の整備でございます。</p> <p>附則第6条は、この条例の施行に伴い、市長等の給与に関する条例において、特別職の退職手当について定めていた附則を削る規定でございます。</p> <p>次に、第7条の各項でございますが、教育長の退職手当の支給について、収入役と同様の取り扱いをする規定でございます。</p> <p>以上、簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>質疑</p>	<p>武田俊郎議員</p> <p>ただいま上程されました議案第7号 市長等の退職手当に関する条例の制定についてに関し、二、三質問をいたします。</p> <p>市長等の特別職の退職手当については、従来から多くの市民の中に、幾ら市民のために市政に全力を注ぎ込んでいただいた功勞に報いるとはいえ、その額は市民の常識から懸け離れ過ぎているんじゃないか、高すぎるんじゃないかという声がございます。このような市民の皆さんの声を受けて、私ども日本共産党議員団は、市議会に特別退職金の支給の案件が提案される都度、特別職の退職金制度の改善を求めてまいりました。私たちの主張してきた要点は2つございます。</p> <p>第1は、一般職から引き続いて特別職になられた場合、一たん一般職の期間について退職金を支払って、特別職の期間の普通退職金については、別に支給するようにすべきであるということでありました。これまで、例えば一般職の職員のとくに、仮に50万円の給料の人がその後特別職に引き続いてなられた場合、退職時に80万円の給料であるといいたしますと、入職当時から特別職であったかのように、特別職退職時の給料を基礎額として、一般職在職期間と特別職在職期間の合計の期間の年数を乗ずるやり方で普通退職金を計算していたのを改めるということ求めたものであります。</p> <p>私どもの主張の第2点目は、特別職の特別退職手当が市民感覚と懸け離れた、高率の退職金制度となっている点を見直すべきであるということでありました。この制度の歴史的な経過を見ますと、当初特別職の特別退職金は、条例で率が定められておりましたが、支給率をあらかじめ定めるのは、在職中の功勞に対して支給するという趣旨に反するんじゃないかと、あるいは定められた支給率が高いんじゃないかという批判があるために、昭和51年12月に制度改正され、翌年1月から適用されたわけでありました。特別職に支給する特別退職金は、特別職が退職した都度、特別退職金の支給について議会に提案して決定する制度に、そうした経過から改められたわけでありました。しかし、その後、特別職の特別退職金の議会への提案を見てまいりますと、廃止されたはずの条例の支給率が議会に提案された特別職の特別退職金の支給計算の根拠にされている、そのことが毎回繰り返してきたわけでありました。今回の新条例を見ますと、一般職と特別職の普通退職金制度を分離をされているということ。そして特別職の退職金制度を普通退職金と特別職退職金制度を一本化をするというものであります。我が党は今回の新条例によって、さきの指摘をいたしました問題点が改善をされているということは一定評価をしたいと思っております。ただ依然として問題が残されていることも指摘しない</p>

わけにはいかないわけであります。そこで以下2点について御質問をいたします。

質問の第1は、新条例の退職金の計算率でも高すぎるんじゃないかということであります。この率は、従来の普通退職金と、特別退職金の2つの要素があわさったものですが、具体的な数字で申し上げますと、例えば市長の場合、新条例では、在職1ヶ月につき給料月額100分の50が退職金として支給されます。つまり市長は、毎月給料を99万円もらうと、その半額の49万5,000円ずつを毎月退職金としてためていると。こういうことになるわけです。今後新たに就任をされる助役は、毎月給料を86万円もらうとともに、その3割、25万8,000円ずつ退職金をためていると、こういうことになるわけです。市民党を名のられ、今議会でも所信表明の中で行政改革を大きく標榜されている市長として、この率で市民は納得をすると考えられるのかどうか、その点をまずお伺いをしたいと思います。

先ほどの御提案では、府下各市との比較をもってこれを合理化されようとしておりますけれども、各市の市民が、それらの市の率について納得をされているわけではありませんし、各市がそろってやれば市民が納得するというものでもないということをご指摘しておきたいと思っております。

第2の質問は、経過措置に関連してであります。この条例は、具体的には中司市長から適用されるわけでありましてけれども、現在在職中の特別職に対しては、附則で経過措置が定められ、従来のやり方で普通退職金、特別退職金が決められることになっております。そこでお尋ねいたしますが、現在在職中の特別職の特別退職金の率は、従来と同様に随分以前に廃止をされた条例の率を適用するのか、それとも今回の新条例の趣旨を生かした別個の率を定めて計算をされるのか、この点については、事務局からでも結構ですので御答弁をお願いをしたいと思います。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

小川倫正理事兼総務部長

2点の御質問ちょうだいいたしまして、まず最初の基本的な事項につきましては市長のお答えがございますので、事務局というお話で、経過措置とのかかわりにつきまして御答弁申し上げたいと思っております。

先ほどいろいろと御指摘ございましたように、かなりの経過をもっておりまして、現にその職にある方につきましては、もちろん条例の方につきましては、これは、生きておりますので、それは適用すると、これはもう当然のことなんですが、議会へお願いするときの特別退職手当、この点がどうなるかということでございます。いつの時期かまだ決まっておりませんが、その発生するときには、新条例の制定をお願いし、これの可決をいただき、そういう現実を十分認識しながら、次の提案のときにはそれを検討して、十分内部で調整をしながら御提案をするべきであると、そのように考えておりますので、御理解賜りたいと思っております。

中司 宏市長

武田議員の御質問にお答えいたします。

	<p>退職手当の額でございますが、先ほど理事から申し上げましたように、任期ごとに支給をしている都市17市の平均水準であり、また府下各市全体からみても中間的な数字だというふうに理解をいたしてあります。まず以前よりは低くなっているものであり、私はむしろ見直しとして下げていくという趣旨で提案をしていると理解しておりますので、どうか御理解賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>なお、趣旨はよく理解できますので、今後とも府下の情勢を十分に把握しながら検討してまいりたいと思います。</p> <p>武田俊郎議員</p> <p>要望だけさせていただきたいと思います。</p> <p>今市長からも府下各市の状況と比べて枚方市としての努力をしたんだというふうな点を評価をしてほしいというふうな趣旨の御答弁がございましたけれども、一定の努力がされたこと、これについては評価をすることやぶさかではありませんけれども、本当に常に市民の目線で物事をとらえていただき、そして市民が納得をするそうした制度に引き続き改善をしていただきたいと思いますし、またそのためにはさまざまなそうした情報も市民に絶えず提供していただいて、市民が正しく判断ができるとそういった開かれた市政の問題とあわせてお取り組みをいただきますように、要望いたしておきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
--	---

○枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正について（平成7年6月30日）

議会名	平成7年 第2回定例会 （平成7年6月26日）
提案理由	※市長等の退職手当に関する条例 附則第5条に含め一部改正の提案を行っている。
質疑	※市長等の退職手当に関する条例と同様

○枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正について（平成9年9月25日）

議会名	平成9年 第3回定例会 （平成9年9月17日）
提案理由	<p>・退職手当の支給に係る一時差止制度を新設するため</p> <p>松中喜一郎総務部長</p> <p>ただいま上程いたしました議案第23号 枚方市職員の退職手当に関する条例及び枚方市職員給与条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。</p> <p>議案書の178ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>本条例の改正は、本年7月1日に施行されました国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえまして所要の改正をお願いするものでございます。</p> <p>まず、法の改正概要でございますが、昨年11月に発覚いたしました厚生省の不祥事に伴い問題となりました退職手当及び期末・勤勉手当の支給に関する問題点の改善を図るものでございます。</p> <p>趣旨といたしましては、職員の退職後、退職手当及び期末手当等の支給前に、</p>

その者の在職期間中の行為について犯罪があると思料するに至った場合等に、退職手当及び期末・勤勉手当の支給を一時差し止めることができる制度を新設すること等により、それぞれの手当の支給の一層の適正化を図り、公務に対する信頼を確保しようとするものでございます。本市におきましても、国に準拠した措置を講ずるため、今回、関係条例の改正をお願いいたすものでございます。

改正の内容についてでございますが、議案書の184ページの参考資料を御参照いただきますようお願いいたします。

まず、枚方市職員の退職手当に関する条例関係の第2条の2につきましては、退職手当の支払い期限を退職した日から起算して一月以内と規定するものでございます。現行では、支給日の具体的な定めはなく、合理的な期間内に支払うべきものと解されてきましたが、今回の一時差し止め処分の新設に伴い、退職者の権利を不当に侵害することのないように明確にしたものでございます。

第8条につきましては、第2条の2の追加に伴う文言の整理等を行うものでございます。

第12条につきましては、起訴の文言を公判手続によらないで非公開の簡易手続である略式手続によるものを除くと明確化いたしますとともに、文言の整理を行っております。

第12条の2でございますが、支給の一時差し止め制度を新設するものでございます。現行では、支給前に起訴された者に対しましては、支給停止になるなど犯罪を犯した者に対する支給制限はございますが、今回、新たに支給前に起訴に至っていない嫌疑のある在職期間中の犯罪について、一時差し止め処分を行える規定を新設いたすものでございます。

第2項は、処分の書面通知。

第3項は、被処分者の所在が知れないときの通知方法の規定でございます。

第4項は、被処分者からの取り消しの申し立ての規定でございますが、行政不服審査法の申し立て期間が経過した後にも独自の規定といたしまして、事情の変化を理由に処分の撤回の申し立てができるものとするものでございます。

第5項は、任命件者の一時差し止め処分の取り消し義務の規定で、第1号は、被処分者について不起訴処分がなされた場合。第2号は、起訴をされないまま退職の日から1年を経過した場合の規定で、任命権者は速やかに一時差し止め処分を取り消し、退職手当を支給しなければならないこととするものでございます。ただし、退職した者が現に逮捕されている場合など、起訴にかかる公算が極めて高い場合には、たとえ退職の日から1年を経過したときでありましても処分は取り消す必要はないこととしております。

第6項は、第5項の規定が処分を取り消す場合の絶対条件ではなく、任命権者は判明した事実、または生じた事情に基づき、処分の取り消しを行うことができるとするものでございます。

第7項は、雇用保険制度の適用除外とされております地方公務員に、失業給付程度のもは保障する必要があるため、第10条において失業者の退職手当としてこれを保障しているところでありますが、退職手当の一時差し止め処分を受け

た者に対しましてもこれを保障しようというものでございます。

第8項は、前条第2項、すなわち第12条第2項の準用規定でございますが、これは一時差し止め処分が取り消され、一般の退職手当の支給を受ける場合には、前項の失業者の退職手当と調整して支給するという内容の規定でございます。

第9項は、第2項で規定しております書面通知に加えまして、一時差し止め処分の理由等を記載した説明書の交付を規定しております。

第10項及び第11項では、一時差し止め処分の処分者であります任命権者の市長への協議、通知を規定しております。処分を行う場合には事前協議を必要とし、取り消す場合には、通知で行うと規程いたしております。

第12項は、その他詳細については、規則に委任するという規定でございます。

第12条の3は、12条の2を追加いたしましたので、条文を繰り下げるとともに返納させる命令者を任命権者と明確にしたものでございます。

続きまして、議案書188ページの枚方市職員給与条例関係でございますが、期末・勤勉手当に関する規定を改正するものでございます。

第12条第1項は文言整理でございます。第7項は禁治産者、準禁治産者となり、失職する場合を支給対象に加えるものでございます。

第8項は、退職者についても期末手当の支給制限等の規定を準用とするものでございます。

第34条の2、期末手当でございますが、期末手当の支給につきましては、今回の改正に伴う支給日等の規定について整理するものでございます。

続きまして、34条の3でございますが、期末手当の支給制限を新設するもので、現行制度では、基準日に在職している限り基準日以降、支給日の前日までに懲戒免職等非違行為があった場合でも期末手当をそのまま支給するという市民の理解を得にくい規定となっているものを改めるものでございます。

不支給となる場合として、第1号は、懲戒免職の処分を受けた者、第2号は禁治産者、準禁治産者となり、失職した者を除く失職者でございます。第3号は、支給日の前日までに離職した職員が禁錮以上の刑に処せられた場合。第4号は、次の条で規定しております一時差し止め処分を受けた者が禁錮以上の刑に処せられた場合でございます。

第34条の4といたしまして、期末手当の支給の一時差し止め処分の規定を新設しております。これは離職した者に対する期末手当について、退職手当における一時差し止め処分と同様の規定を新設いたすものでございます。

以下、第2項から第10項までは書面通知、告知通知、取り消しの申し立て等と退職手当条例と同様の規定でございます。

第34条の5は、勤勉手当の規定でございますが、勤勉手当につきましても期末手当と同様の措置を講ずるための規定でございます。

議案書183ページに戻っていただきたいと思っております。

附則でございますが、第1項は施行日を公布の日からとするものでございます。

第2項は、第1条の規定による改正後の枚方市職員の退職手当に関する条例第12条の2の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用とする

	<p>ものでございます。</p> <p>以上、甚だ簡単ではございますが、議案第23号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。</p>
質疑	なし。

○市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例の制定について（平成19年8月21日）

議会名	平成19年 第3回定例会（平成19年9月6日）
提案理由	<p>専決事項の報告について</p> <p>奥野章理事（総務担当）兼総務部長</p> <p>ただいま上程されました報告第18号 専決事項の報告につきまして、御説明を申し上げます。</p> <p>議案書の65ページをごらんいただきたいと存じます。</p> <p>初めに、総務部より（1）の市長の給与に関する特別措置条例の制定について及び（3）の市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例の制定についてを一括して御説明申し上げます。</p> <p>これらはいずれも、今回の刑事事件を受けまして、市長の給与及び退職手当の取り扱いを明確にすることを趣旨として、条例制定を行ったものでございます。</p> <p>また、事態に即応し速やかに施行する必要があることから、条例の制定に当たりましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。</p> <p>それでは、初めに、専決第15号 市長の給与に関する特別措置条例の制定につきまして、御説明をいたします。</p> <p>議案書の66ページをごらんください。</p> <p>本件は、市長が逮捕、勾留された事態を受け条例制定を行ったもので、平成19年8月1日付で専決処分をさせていただいたものでございます。</p> <p>条例の内容につきまして、67ページをごらんいただきたいと存じます。</p> <p>初めに、第1項は、市長が刑事事件の被疑者または被告人として逮捕または勾留された際には、給料及び地域手当の減額を行うことを規定するもので、1日の全時間について逮捕または勾留されている期間については、給料及び地域手当を支給しないとするものでございます。</p> <p>第2項は、給料及び地域手当の減額方法につきまして、枚方市職員給与条例の規定に準じ、逮捕または勾留期間の日数に応じ日割り計算により行うことを規定しております。</p> <p>次に、附則でございますが、本条例の施行日を公布の日とするもので、平成19年8月1日に公布し、同日施行いたしております。</p> <p>続きまして、専決第22号 市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例の制定につきまして、御説明をいたします。</p> <p>議案書の76ページをごらんください。</p> <p>本件は、市長が起訴、保釈をされ、また、辞職願が提出された事態を受け条例</p>

	<p>制定を行ったもので、平成19年8月21日付で専決処分をさせていただいたものでございます。</p> <p>条例の内容につきまして、77ページをごらんいただきたいと存じます。</p> <p>初めに、第1条は、保釈をされた場合の給料及び地域手当に関する取り扱いにつきまして、保釈をされた日から退職の日までの間は給料及び地域手当の支給を一時差し止めることとするものでございます。なお、禁錮以上の刑に処せられた場合には、一時差し止めを行った給料及び地域手当については支給しないものいたします。</p> <p>第2条は、現任期に係る退職手当の取り扱いにつきまして、市長が起訴をされ、その判決の確定前に退職したときは、退職手当を支給しないとするものでございます。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときはこの限りでないとしております。</p> <p>第3条は、退職手当の返納に関する規定でございます。</p> <p>市長の退職手当は任期ごとに支給されておりますが、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、これまでに支給された退職手当のうち当該在職期間について支給した退職手当を返納させることができるものとしてございます。</p> <p>なお、禁錮以上の刑につきましては、いずれも執行猶予が付された場合を含むものでございます。</p> <p>次に、附則でございますが、本条例の施行日を公布の日とするもので、平成19年8月21日に公布し、同日施行いたしております。</p> <p>以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>質疑</p>	<p>堀井勝議員</p> <p>ただいま一括上程されました専決第15号及び第22号について、特に専決22号、枚方市条例第29号について、若干の質問をさせていただきます。</p> <p>中司市長は、今月の10日に退職されると聞いておりますが、禁錮刑以下であった場合は、退職手当はどの程度支払われるのか、お尋ねいたします。</p> <p>次に、関連してお尋ねいたしますが、中司市長の1期目から3期目まで、それぞれ支払われた退職金の額及びまた、月数に直せばどの程度になっているのか、また、類似都市との比較ではどういう程度になっているのか、また、全国平均と比較してどうなっているのか、3点について、お尋ねをします。</p> <p>次に、第3条関係であります。この文書の中に「その者が在職期間中の行為に係る刑事事件」云々とありますが、どの時点からこの事件が起因したと判断する基準をどのように考えられているのか。また、支給されたそのものの退職手当の全額を返納させることができるという、できる条例にあります。その者が応じない場合はどのような処置がとられるのかについて、お尋ねをいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>奥野章理事（総務担当）兼総務部長</p> <p>1点目の、退職手当、どの程度ということでございますが、禁錮以上の刑に処</p>

	<p>せられなかった場合は、中司市長の現任期の退職手当につきましては、270万円が支給されることとなります。</p> <p>その次に、市長の退職手当の額でございますが、1期につき2,592万円となりますので、3期分の総額としては7,776万円が支給されております。</p> <p>月数で申し上げますと、1期48月に係る支給率が100分の50でございますので、24月分となります。3期分の合計では、72月分が支給されたこととなります。</p> <p>全国平均につきましては、資料の持ち合わせがございませんが、人口の類似団体として調査をいたしました全国41市のうちで申し上げますと、支給額につきましては27番目の順位となっております。また、支給率につきましても、ほぼ中位の順位となっております。</p> <p>それから、3点目の、市長の退職手当は任期ごとに支給をされておりますが、どの部分が返納の対象となるかにつきましては、今後の裁判の結果を受けて決定されることになると考えております。</p> <p>また、御指摘のような事例につきましては、その時点におきまして諸状況を考慮する中で、法的な措置も含めて適切に対処してまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>堀井勝議員</p> <p>今、御答弁いただきましたように、3条関係にあっては、これから裁判が始まる場所でございますので、明確な御答弁がいただけないことはもちろんあるだろうというように予測はしておりました。</p> <p>また、市長が不在で職務代理者であられるということから、新市長が誕生されましたら基本的な観点を改めてただしてまいりたい、このように思うところでございます。</p> <p>最後になりますが、今回は、予期せぬ事件により市長が辞職ということになりますから、急を要するための専決で特別措置条例の制定がなされるわけでございますが、今日状況からしますと、いつどんな事件が起こるかわからないというようなこともありますので、速やかに本条例の制定に向けてお取り組みをなされるよう要望を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
--	--

○市長等の給与に関する条例等の一部改正について（平成19年12月28日）

議会名	平成19年 第4回定例会 （平成19年12月21日）
提案理由	<p>奥野章理事兼総務部長</p> <p>ただいま上程されました議案第62号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。</p> <p>追加議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>先般、前市長の刑事事件に関連しまして、それぞれの状況に応じた給与及び退職手当の取り扱いを緊急的に条例化する必要があったことから、本年8月に、2件の特別措置条例を制定したところでございます。</p>

しかしながら、市長以外の常勤の特別職及び教育長につきましても、同様の取り扱いを明確にしておくことが望まれるところであり、今回、この趣旨から、さきの2件の特別措置条例を廃止し、市長等の給与に関する条例、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び市長等の退職手当に関する条例の3条例につきまして、一部改正を行うものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表によりまして、御説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

まず、市長等の給与に関する条例関係から御説明申し上げます。

第6条第1項は、市長等が刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、または勾留された期間について、給料及び地域手当を支給しないとするものでございます。

第2項は、給料及び地域手当の減額方法を規定するものでございます。

第7条第1項は、市長等が起訴をされ、その後に保釈された場合の給料及び地域手当につきまして、保釈された日から職務に復する日の前日まで、または職務に復さず退職した場合にあっては、退職の日までの間は給料及び地域手当の支給を一時差し止めることとするものでございます。

なお、禁錮以上の刑に処せられた場合には、一時差し止めを行った給料及び地域手当については、支給しないものといたします。

なお、本条例改正におけます禁錮以上の刑につきましては、いずれも執行猶予が付された場合を含むものでございます。

第2項及び第3項は、給料及び地域手当の一時差し止め処分の取り消しを行う要件について規定するものでございます。

議案書の8ページをお開きください。

第8条第1号は、市長等が期末手当の基準日前1月から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合に、期末手当を支給しないとするものでございます。

第2号は、第9条の規定により期末手当の一時差し止め処分を受けた市長等が禁錮以上の刑に処せられた場合においても、期末手当を支給しないことを規定するものでございます。

第9条第1項は、市長等が期末手当支給日の前日において刑事事件の被疑者または被告人として逮捕もしくは勾留され、または起訴をされている場合に、期末手当の支給を一時差し止めることを規定するものでございます。

第2項は、期末手当の一時差し止め処分の取り消し要件を規定するものでございます。

第10条は、文言整理を行うものでございます。

続きまして、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例関係でございますが、第5条第1項は、教育長が刑事事件に関連した場合の給与の取り扱いについては、市長等の給与に関する条例及び市長等の退職手当に関する条例に規定する市長の取り扱いを準用するものでございます。

第2項は、文言整理を行うものでございます。

	<p>続きまして、市長等の退職手当に関する条例関係につきまして、御説明を申し上げます。</p> <p>議案書の10ページをお開きいただきたいと存じます。</p> <p>第4条第1項は、市長等が禁錮以上の刑に処せられたことにより退職したときは、退職手当を支給しないことを規定するものでございます。</p> <p>第2項は、起訴をされ、その判決の確定前に退職したときは、退職手当を支給しないとするものでございます。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでないとしております。</p> <p>第3項は、市長等が退職し、まだ退職手当が支払われていない場合において起訴をされたときについても、第2項と同様の取り扱いとするものでございます。</p> <p>第5条第1項は、市長等が退職し、まだ退職手当が支払われていない場合において逮捕されたときは、退職手当の支給を一時差し止めることを規定するものでございます。</p> <p>第2項及び第3項は、退職手当の一時差し止め処分の取り消し要件を規定するものでございます。</p> <p>第6条は、市長等が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合における当該在職期間について支給した退職手当の返納規定を定めるものでございます。</p> <p>第7条は、文言整理を行うものでございます。</p> <p>議案書の5ページにお戻りいただきたいと存じます。</p> <p>附則でございますが、第1条は、本条例の施行日を公布の日とするものでございます。</p> <p>附則第2条第1項は、本条例改正に伴い、本年8月に制定いたしました2つの特別措置条例を廃止するものでございます。</p> <p>第2項は、廃止いたします市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例における前市長の給料及び地域手当並びに退職手当の取り扱いに関する規定については、なお効力を有することとするものでございます。</p> <p>以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。</p>
質疑	なし。

○枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正について（平成22年3月11日）

議会名	平成22年 第1回定例会（平成22年3月9日）
提案理由	<p>議案第83号「枚方市退職手当審査会条例の制定について」及び日程第4、議案第87号「枚方市職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」</p> <p>長沢秀光総務部長</p> <p>ただいま上程されました議案第83号及び第87号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。</p>

順序が前後いたしまして恐縮でございますが、初めに議案第87号 枚方市職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書183ページをお開きください。

在職期間中の非違により、禁錮以上の刑に処せられた場合には、退職後においても退職手当を返納させることとしておりますが、今回、国家公務員退職手当法が一部改正され、禁錮以上の刑の場合だけでなく、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合において、退職手当の返納を命ずることができることとするなど、新たな支給制限及び返納制度が追加されたことを受けまして、本市におきましても同様の措置を講ずるものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表によりまして、御説明を申し上げます。

議案書195ページをお開きください。

枚方市職員の退職手当に関する条例関係でございます。

まず、第2条の2は、遺族の範囲及び順位に関する規定を、現行の第11条及び第11条の2からこの条へ移動させたものでございます。

次に、196ページの第3条第2項及び第5条の2第2項は、今回の条例改正に伴う文言整理でございます。

次に、197ページをお開きください。

第6条の4は、退職手当の調整額につきまして、退職事由や勤続期間に応じた支給額の例外規定の整備を行ったものでございます。

次に、198ページの第6条の5、199ページの第7条、200ページの第8条及び201ページから202ページにかけました第10条は、今回の条例整備に伴う条の移動及び文言整理を行うものでございます。

第11条は文言の定義でございます。

次に、203ページの第12条から215ページの第17条までは、現行にもございます退職手当の支給制限及び返納制度に、今回の法改正に伴い新たに設けることとなりました措置を加え、改めて条例規定の整備を行ったものでございます。

それでは、今回新たに設けました支給制限及び返納制度に関する主な規定につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の208ページをお開きください。

まず、第13条第2項及び第3項並びに212ページの第14条第1項第3号は、退職した職員に対し、まだ退職手当が支払われていない場合において、その在職期間中に犯罪があったまたは懲戒免職等を受けるべき行為をしたと思料するに至ったとき、あるいは同行為をしたと認めたときに、退職手当の支払いを差し止める処分を行うことができるとするものでございます。

次に、214ページの第15条第1項第3号は、退職手当の支払い後において、在職期間中に懲戒免職等の処分を受けるべき行為をしたと認めたときに、既に支払いを受けた退職手当を返納させることを規定するものでございます。

第16条及び215ページの第17条は、差し止める処分を行う場合と同様に、

遺族または相続人にも返納させる処分を行うことができることを規定するもの
でございます。

なお、ただいま御説明いたしました不支給及び返納処分につきましては、全額
の不支給、全額の返納が基本となります。また、処分を行う際の手続、処分を受
けた者の不服申し立てに関する事項につきましても、それぞれの条及び項におい
て規定を設けております。

次に、220ページをお開きください。

第18条は、枚方市退職手当審査会への諮問事項について定めるものではござい
ますが、職員が退職し、まだ退職手当の支払いをしていない場合で、在職期間中
に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた場合の支給制限及び返納処分
を行う場合には、枚方市退職手当審査会に諮問しなければならないことを定める
ものがございます。

第2項から221ページの第4項までにつきましては、審査会において取り扱
うこととなる事項及び手続等に関し定めるものがございます。

次に、221ページの第19条及び附則につきましては、今回の条例整備を受
けた文言整理でございます。

続きまして、議案書222ページをごらんください。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例関係でございますが、企業職員に
つきましても同様の措置を講ずるものがございます。

恐れ入りますが、議案書194ページにお戻りください。

附則第1項は、施行期日を公布の日とするものがございます。

附則第2項及び第3項は、改正条例については施行の日以後の退職に係るもの
について適用することを規定するものがございます。

附則第4項及び第5項は、文言整理でございます。

以上が議案第87号に関する提案理由でございます。

続きまして、恐れ入りますが、議案書168ページにお戻りください。

議案第83号 枚方市退職手当審査会条例の制定につきまして、提案理由の御
説明を申し上げます。

本条例制定は、国家公務員退職手当法の一部改正を受け、本市においても同様
の措置を講ずるもので、退職手当の支給制限及び返納に関し、公平、公正な調査、
審議を必要とすること、また審査を受ける者の権利保護を行う観点から、専門的
な第三者機関として枚方市退職手当審査会を設置するものがございます。

議案書169ページをお開きください。

第1条は、本審査会を地方自治法第138条の4第3項に基づき、市長の附属
機関として設置するものがございます。

第2条は、本委員会の担当事務について規定するものがございます。

次に、第3条は、審査会の組織について規定するものがございますが、委員数
は5人以内とし、公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関して公正な判断を
することができる者とするものがございます。

次に、第4条は、委員の任期を当該諮問に係る答申を終了するときまでとする

ものがございます。なお、審査会は、非違行為の内容があらかじめ予測できないことなどから、非常設とした上で、発生した事案に応じて各方面の専門知識を有する者を人選することが適当であると考えております。

第5条は、その他、審査会の組織及び運営については、規則で定めることを規定しております。

最後に附則でございますが、施行期日を公布の日とさせていただくものでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、議案第83号及び第87号の提案理由とさせていただきます。よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。